

## 別添

### 「消費税法の一部を改正する法律（平成3年法律第73号）施行に伴う身体障害者用物品の非課税扱いについて」新旧対照表

改 正 後	現 行
<p>今般、消費税法の一部を改正する法律（平成3年法律第73号）が本年5月15日に、関係政省令、告示が6月7日及び9月26日に、それぞれ交付され、10月1日から施行されることとなった。</p> <p>今回の改正により、一定の身体障害者用物品が非課税とされることになったが、その具体的内容は左記のとおりであるので、御了知の上、管下市町村、関係機関、関係団体、関係事業者等に周知徹底を図るとともに必要な指導を行い、その運用に遺憾のないようにされたい。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>第1 共通的事項</p> <p>1 改正の概要</p> <p>身体障害者の使用に供するための特殊な性状、構造又は機能を有する物品として内閣総理大臣及び厚生労働大臣が財務大臣と協議して指定したものに係る譲渡、貸付け、製作の請負及び一定の物品に係る一定の修理が非課税となるものであること。</p> <p>2 一般的注意事項</p> <p>(1) 非課税対象となるのは、消費税法施行令第14条の4の規定に基づき内閣総理大臣及び厚生労働大臣が指定する身体障害者用物品及びその修理（平成3年厚生省告示第130号。以下、「告示」という。）に該当する物品（当該物品と一体として譲渡等がなされる一定の付属品を含む。）であって、部品、付属品のみの単体の譲渡等は、非課税対象とはならないものであること。</p>	<p>今般、消費税法の一部を改正する法律（平成3年法律第73号）が本年5月15日に、関係政省令、告示が6月7日及び9月26日に、それぞれ交付され、10月1日から施行されることとなった。</p> <p>今回の改正により、一定の身体障害者用物品が非課税とされることになったが、その具体的内容は左記のとおりであるので、御了知の上、管下市町村、関係機関、関係団体、関係事業者等に周知徹底を図るとともに必要な指導を行い、その運用に遺憾のないようにされたい。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>第1 共通的事項</p> <p>1 改正の概要</p> <p>身体障害者の使用に供するための特殊な性状、構造又は機能を有する物品として厚生労働大臣が財務大臣と協議して指定したものに係る譲渡、貸付け、製作の請負及び一定の物品に係る一定の修理が非課税となるものであること。</p> <p>2 一般的注意事項</p> <p>(1) 非課税対象となるのは、消費税法施行令第14条の4の規定に基づき厚生労働大臣が指定する身体障害者用物品及びその修理（平成3年厚生省告示第130号。以下、「告示」という。）に該当する物品（当該物品と一体として譲渡等がなされる一定の付属品を含む。）であって、部品、付属品のみの単体の譲渡等は、非課税対象とはならないものであること。</p>

改正後	現 行
(略)	(略)
第2 (略)	第2 (略)
1～32 (略)	1～32 (略)
33 重度障害者用意思伝達装置	33 重度障害者用意思伝達装置
<p>(1) 両上下肢の機能を全廃し、かつ、言語機能を喪失した者のまばたき等の残存機能による反応を、センサーにより感知して、<u>ディスプレイ</u>等に表示すること等により、その者の意思を伝達する機能を有する製品であって、告示別表に掲げるものに限られるものであること。</p>	<p>(1) 両上下肢の機能を全廃し、かつ、言語機能を喪失した者のまばたき等の残存機能による反応を、センサーにより感知して、<u>ディスプレイ</u>等に表示すること等により、その者の意思を伝達する機能を有する製品であって、告示別表に掲げるものに限られるものであること。</p>
(2) (略)	(2) (略)
33の2～36 (略)	33の2～36 (略)
第3 (略)	第3 (略)
第4 (略)	第4 (略)